

重要
文化財

油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書

重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理委員会

重要
文化財

油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書

重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理委員会

序

本書は静岡県袋井市村松所在の重要文化財油山寺三重塔、および本堂内厨子の修理報告書であります。文化財保護法にもとづき国庫、県費、市費補助金と所有者負担金の総経費金二一、七八〇、〇〇〇円で、昭和四十二年七月より昭和四十四年一月の十九ヶ月にわたって解体修理を行い、その間綿密な調査と発見資料にもとづき、文化庁の許可を受けて現状変更して創建当初の状態に復した。施工に当っては重要文化財油山寺三重塔および本堂内厨子修理委員会を組織し、所有者の委託を受けて施工、会計事務等の実務を担当した。

本書には工事の概要、調査事項、写真、図面を集録して将来の参考に資することとした。

本書の執筆は工事主任伊藤一雄氏が当り、写真、図面は主任補佐英勝己氏が担当、工事監督広瀬沸氏がこれを監修した。

昭和四十四年一月

重要文化財油山寺三重塔及本堂内厨子修理委員会

委員長 大 場 和 三 次

重要
文化財

油山寺三重塔及本堂内厨子修理工事報告書

目次

第一章 概 説	1
第二章 規模構造	4
第一節 官報告示	4
第二節 規模	4
第三節 構造形式	5
第三章 修理工事	5
第一節 工事組織及び執行方法	5
第二節 実施工程	6
第三節 工事仕様	7
第四節 現状変更	10
第五節 工事費精算	11

第四章 調査事項……………12

第一節 創立沿革……………12

第二節 破損調査……………13

第三節 後世における形式変更……………17

第四節 墨書及び番付……………21

第五章 厨子……………23

第一節 沿革……………23

第二節 工事仕様……………23

第三節 現状変更……………24

写真目次

三重塔

一〇	同	竣工 全影 西南面	二一	同	東北面
一一	同	同 正面(西面)	二二	同	各重軒裏及高欄(西面)
一二	同	同 東北面	二三	同	初重軒裏及廻縁(西面)
一三	同	同 南面	二四	同	二重・三重斗拱
一四	同	二重・三重軒(西面)	二五	同	初重斗拱詳細
一五	同	初重軒(西面)	二六	同	二重・三重高欄
一六	同	各重軒見上(西面)	二七	同	内部仏壇
一七	同	初重軒裏及斗拱詳細	二八	同	内部仏壇背面及天井
一八	同	初重軒隅及二重の高欄	二九	同	内部中央の天井
一九	同	三重軒裏及斗拱	三〇	解体	三重野檼
二〇	同	初重詳細	三一	同	三重小屋組
二一	同	二重詳細	三二	同	左巻長束
二二	同	三重詳細(其の一)	三三	同	三重化粧檼
二三	同	三重詳細(其の二)	三四	同	三重桁及斗拱
二四	同	内部正面	三五	同	三重尾檼
二五	同	内部米辺壁裏側	三六	同	三重通肘木(其の一)
二六	同	内部天井廻り	三七	同	三重通肘木(其の二)
二七	同	初重廻縁詳細	三八	同	三重通肘木(其の三)
二八	同	修理前 全影 西南面	三九	同	三重台輪
二九	同	同 正面(西面)	四〇	同	三重頭貫
三〇	同	同	四一	同	三重軸部
三一	同	同	四二	同	二重野檼
三二	同	同	四三	同	二重小屋組
三三	同	同	四四	同	二重化粧裏板
三四	同	同	四五	同	二重木負

四六	同	二重地極
四七	同	二重四天束
四八	同	二重檼掛
四九	同	二重斗拱
五〇	同	二重尾極
五一	同	二重通肘木
五二	同	二重軸部（其の1）
五三	同	二重軸部（其の2）
五四	同	一重野極
五五	同	一重小屋組及腰組
五六	同	一重軒廻
五七	同	心柱受梁
五八	同	一重土居桁及腰組束枕
五九	同	一重榑掛
六〇	同	初重隅木尻
六一	同	初重尾極
六二	同	初重斗拱
六三	同	初重台輪及天井格縁
六四	同	初重頭貫
六五	同	初重軸部
六六	組立	礎石
六七	同	初重斗拱
六八	同	初重桁廻
六九	同	初重小屋組
七〇	同	二重斗拱

七一	同	二重軒廻
七二	同	二重軒廻
七三	同	三重斗拱
七四	同	三重桁廻
七五	同	初重隅木持込
七六	同	初重間斗束
七七	同	二重四面箕束
七八	同	二重北面箕束
七九	同	二重東面箕束
八〇	同	二重南面箕束
八一	同	三重箕束
八二	同	二重隅木持込
八三	同	三重隅木持込
八四	同	各重巻斗
八五	同	各重大斗
八六	同	各重秤肘木
八七	同	組立相輪
八八	資料	保存されていた玉珠、龍車
八九	同	保存されていた九輪の破片
九〇	同	諸花、伏鉢
九一	同	風鐸
九二	同	露盤
九三	同	二重の鼻母屋に転用されていた旧茅負
九四	同	旧裏甲、巻斗、飛檐極

本堂内厨子

九五	竣工	正面
九六	同	正側面
九七	同	軒詳細
九八	同	正面軒翹詳細
九九	同	斗拱詳細
一〇〇	修理前	正側面
一〇一	同	正面
一〇二	同	軒翹詳細
一〇三	同	斗拱詳細
一〇四	解体	隅木、煙掛、天井裏の納り
一〇五	同	桁、通射木、小屋裏内の納り
一〇六	同	隅斗拱詳細
一〇七	同	斗拱詳細
一〇八	同	隅尾檼、菊斗
一〇九	同	斗拱、拳鼻の納り
一一〇	同	斗拱、尾檼の納り
一一一	組立	斗拱
一二二	同	軒天井、肘木、拳鼻の取合せ
一二三	同	桁廻
一二四	同	軒裏廻
一二五	同	小屋組
一二六	同	小屋組及屋根
一二七	同	裏段

図面目次

三重塔

一	竣工	初重平面図
二	同	二重平面図
三	同	三重平面図
四	同	立面図
五	同	断面図
六	同	初重見上図
七	同	二重及三重見上図
八	同	矩計図・初重断面図
九	同	矩計図・一重断面図
一〇	同	矩形図・二重断面図及相輪断面図
一一	同	規矩図・初重
一二	同	規矩図・二重
一三	同	規矩図・三重
一四	修理前	初重平面図
一五	同	二重平面図
一六	同	三重平面図
一七	同	立面図
一八	同	断面図

本堂内厨子

一九	竣工	正面及側面図
二〇	同	断面図
二一	修理前	正面・側面及断面図

重要文化財油山寺三重塔及び本堂内厨子修理工事報告書

第一章 概説

油山寺（新義真言宗智山派）は静岡県袋井市村松にあり、往時より曹洞宗高松山可睡斎と、高野山真言宗法多山尊永寺とともに遠州三山と称されている古刹である。寺は袋井市の東北、東海道本線の袋井駅より約六軒の山麓にあり、石段を登って大門（江戸時代作の旧掛川城御玄関下御門を移構、重文）を入ると、正面に庫裡があり本堂はこれより庫裡の西側にある漢流派のやや登り坂になっている参道は石畳みになっているが、この参道の東側に三重塔は西向きに建て、お

り、本堂はさらに三段の石段を上った頂上に南向きに建っている。右に鐘樓、左に弘法堂、背面左後方に鎮守堂とあって、周囲は大街におおわれている閑静な境内である。本堂内には重要文化財の厨子があり、裏面如來が安置されている。旧古この山より油が湧出し境内に油滝があり（現在も滝は存在する）、この霊水を加持靈薬に用いたところより医王山油山寺と称されるようになったと言ひ、油山寺は僧行基が創立、天平勝宝元年第四十六代孝謙天皇の勅願寺といわれ、その後類級し建久年代源頼朝が再建、元龜三年武田信玄の兵火により悉く焼失し再び衰頹にいたっているが、その後天正年間再び再建するまでの記録は残存せず、その間には全く不明である。

天正二年に至り法印快庵が再建して中興第一世となった。建久年中に源頼朝に於て三重塔が建立されたがこれは前記火災によって焼失し（礎石が残っていて

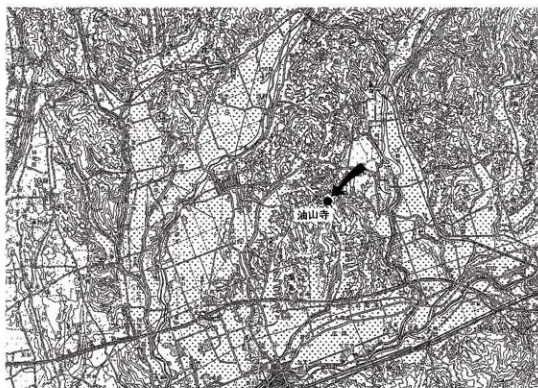
明らかである）、慶長十六年再度建立された塔が現存の塔であり、塔建立に至るまでの寺史は伝説以外に全く不明である。

而僧行基作と伝えられる本尊薬師如來の厨子（室町時代、重文）があるところより見ても、創立の古い寺院であることが窺われる。

三重塔は慶長十六年再建以来寛文十二年、嘉永六年、大正九年、昭和十七年等四回の大小修理を経て今日に至っている。就中大正九年の修理は各重の軒廻り、高欄等に及ぶ大規模でこれによって旧觀を維持して来たが、その後四十九年間の風霜に軸部が弛緩し損傷も漸次その度を増し、今回の修理直前は九輪が中途にて折損し、建物全体が東南に向って一九・七厘余も傾く状態になっていたため、ここに昭和四十二年七月一日創建以来最初の解体修理工事に着手することになった。

本塔婆は方三間、棟形葺銅板葺で、昭和二十九年国の重要文化財に指定され塔としては滋賀県の長命寺三重塔、京都の宝積寺三重塔とともに桃山時代を代表する三大名塔であり、初重、二重、三重ともに手法が変り、三重が唐様、層檼になつていて手法の変化も面白い、建物の解体、資料、技法調査および組立施工は特に周到、入念を期し工期を十九ヶ月として二年度に跨がる継続工事とした。

本堂内厨子の造立年代は不明であるが、形式手法より見て室町末期になるもので、修理年代等を知る墨書の発見はできなかったが、寺藏古文書により天正十六



年間の金具を造立した記録があり、また中興十七世舜盛代の安永より享和年間に修理した記録もあって、建物も解体された痕跡もあるところより、このとき大修理が施されたものと思われる。

厨子は一間妻入、前面の間を開放とした和様三手先、尾檜付の組物を用い、中備の下は臺設、上は箕束、小組天井、支輪付きで尾檜の根元に鎌形を設けた珍らしい手法で、二重本簷、本瓦形板葺屋根、全面漆喰、金箔押で小規模ながら立派な意匠になっている。

修理については三重塔と同時に着手し施工のすべてはこれに準じた。

工事の執行は奈良市教育委員会事務局内に修理委員会を設け、油山寺境内に現場事務所を置き、工事監督一、工事主任一、主任補佐一、事務員一の要員で文化財保護法、文化庁委員会規則、油山寺修理委員会規則、その他関係法規を参照して工事を運営した。

以下工事の推進、調査事項、資料等について概略を記述する。

修理工事は最初工期十八ヶ月、修理費二一、三三〇、〇〇〇円を予定して着手したが、工事中調査の進捗とともに現状変更の必要を生じ、これに伴ない工期を一ヶ月延期、修理費の配分の変更、雑収入金の増等により修理費二一、七八〇、〇〇〇円、工期十九ヶ月と改めた。

工事は三重塔と厨子工事に区別し施工した。

(イ) 三重塔工事工程は昭和四十二年度において仮設工事、解体工事を完了、古材結い八〇%を実施。昭和四十三年度に基礎工事、輪郭、斗拱組立、軒廻り、小屋組、屋根、縁廻り、塗装その他の工事を終了し、昭和四十四年一月三十一日竣工した。

(ロ) 本堂内厨子工程は昭和四十三年三月中旬現位置より本堂内障床上に持出し、四月一日より本工事に着手、八月三十日組立終了、昭和四十三年九月より漆塗工事に着手、四十四年一月三十日竣工した。

修理費の内八五%は国庫の補助を受け、残り一五%を地元負担とした。工事施工に当ってはすべて直営としたが、仮設物、塗装、屋根銅板葺き等は請負とした。本工事着手に先立ち茅屋根、工作小屋、修理事務所等工事に必要な仮設物を設け、建物解体前に正面、側面、内外各部の詳細写真の撮影をし、同時に平面、断面、正面の正確な実測図面を作製。また建物の各部材に番付名札を打って建物解体後の整理に備えた。そのほか建物周囲に水浸遺形を設備し基準柱を立てて、各層の要所をおさえた基準線を記入し解体工事の万全を期した。

塔の解体は相輪を取り三重より順次各重の高欄及び縁、次で三重軒廻りより輪部、二重軒廻り輪部、初重に至り全部解体し礎石も一旦全部を掘り起し、完全な基礎地盤をコンクリートにてしたる上に礎石を据付けた。

解体材は再用と取替え材とに区別して整理し、解体を終るまでに各種調査をほぼ完了し短計図、原寸図、詳細図は組立に着手までに作製し、工事期間内に修理前および修理後の保存図を所定の大きさのセント紙に墨入れ仕上げし、必要な指拓本を調製した。写真は建物解体中、組立中に各要部を撮影し竣工は修理前と同位置より全案、内外詳細の各部を撮影しまた建物の沿革を語る資料や工事中発見材等も洩れなく記録した。

三重塔解体に際し創立年代を証明する棟札、部材墨書あるいは埋納物等の発見、仏舍利の結置の有無に留意した。特に本塔の心柱は初重天井裏より立つ形式であるゆえ、若し安置の仏舍利、法舍利があるとすれば相輪頂の宝珠内と推定されるのであるが、すでに相輪が四輪目が折れ落ち破損していてたしかめることが出来なかったが、この塔には水煙がなくこの位置に龍車のある変わった塔であるところより、龍車内に舍利があったと推定される。

尚、後世修理等の棟札、通肘木、斗拱等に銘記した墨書類は相当数を見出した。礎石はよくつき固めた地盤に亀腹を設けその上に据えてあったが、各礎石とも表面が剝落しており焼けた形跡が見とめられた。

建物組立に際して補足木材は木曾杵材を当て、小屋、野地には地元材、杉材を採用し、手法、仕口、継手等は旧様を踏襲した。古材は構造上支障のない限り根継、煙木、埋木にて繕い再用につとめ、新補材にはすべて新補年号を烙印した。

三重塔使用木材の内化粧材全要量六二、四四七立方の内約五〇%、野物木材全要量三〇、二九立方の内六〇%を取替え、木部材の要所の打釘のうち化粧部には和釘を作製し、見え隠れには洋釘を使用した。屋根は銅板にて全面葺替えたほか二重、三重の廻縁上端にも雨水通流を防止するため銅板張りを施した。

再用材はすべてPCP溶液にて防腐処置をして使用したほか、基礎柱石周辺にもPCPを埋め防蟻法を講じた。

工事進行に伴い昭和四十三年九月左記現状変更許可申請書を提出し、その許可を得て実施した。

一、相輪上平の欠失部を復旧する。

二、腰組の高さを二重は約五センチメートル上げ、また三重は約一八センチメートル下げて旧位置に復し、縁の形式を整えたとともに、これに伴って初重および二重の屋根勾配を整備する。

三、四天柱筋四方棧唐戸構えの仏壇を撤去し、来迎壁および須弥壇を復旧する。

また、厨子の現状変更は左記のとおりである。

一、欠損の屋根頂部を復旧する。

次に本塔梁の要点を記すと、心柱は初重天井上の大梁から立ち八角作り、解体前は一本作りであったが欠失していたため、今回三重柱の位置にて新しい二本柱とした。

平面寸法は各種の腰貫、頭貫、台輪、通肘木、柱盤で測定したが一重、二重、三重とも支割寸法が異なっており、一重、二重、二重一・八八で

三重は層様になっていた。各重支割の通渡は二支減の基準にして、また斗拱寸法と軒支割との関係は六支掛けの制をとっている。軒の規矩については初重の茅負が小屋内母屋に転用されていて、これを隅木に仕合すと太負とやや平行軒のせいを取り、反り上りは口脇で一重より二重が六耗多く、三重は二重よりなお六耗反っていた。

塔婆の形状を寸法で見ると初重総柱間三・六三三米、二重総柱間三・〇七二米、三重総柱間二・五四五米で、初重一〇に対して三重は約七の比、塔身に対す

第二章 規模構造

第一節 官報告示

油山寺三重塔は昭和二十九年九月十七日文化財保護委員会告示第一二九八号で、重要文化財に指定された。

名 称	構 造 形 式	所 在 地	所 有 者
油山寺三重塔	桁行三間、梁間三間 三重塔婆、銅板葺	静岡県袋井市村松一帯地	油 山 寺

第二節 規模

柱 間 柱心々

初重 三、六三六米
二重 三、〇七二米

る相輪の比は塔婆全高さ一八・二七四米で、相輪長さ五・六米は約三、四分の一である。

厨子工事は大斗まで解体、塔の工事に準じ施工し現状変更の許可を得て欠損部の曳、懸魚、化粧棟木を復した。

工事の終了をまつて工事経過を銅板に陰刻した重修銘記を、初重内部の見易い場所に掲げた。

軒 出 側柱心より茅負外下角まで
三重 二、五四五米
初重 二、一六〇米
二重 二、一四二米
三重 二、一〇六米

軒 高 初重柱石口より茅負外下角まで
初重 四、〇六〇米
二重 七、六三二米
三重 一〇、三〇八米

屋根高 初重柱石口より相輪露盤下端まで
一八、二八四米
相輪露盤長 露盤下端より宝珠頂上まで
五、六〇〇米

總 高 初重柱石口より相輪宝珠頂上まで
二三、八八四米
建 坪 柱心々
一三、二七〇平米

軒 坪 初重 六三、一〇〇平米
二重 五三、九〇〇平米
三重 四九、四〇〇平米

第三節 構造形式

方三間三重塔婆、銅板葺、西面建。

基礎、礎石自然石、縁束石自然石、雨落葛石布石、縁下亀腹白亜塗、床下三和土叩き。

初重、縁廻り、四方功目縁、縁束方柱大面取、正面梯子階段三級。

軸部、総門柱、足固貫、頭貫、切目長押、腰長押、内法長押、台輪付。

各面共中央間方立付棧唐戸両開き、両脇間縦板壁。

斗拱、和様三手先組、尾様、軒天井、支輪付。各面共中央間に中備間斗束、斗

掛間板壁。

軒廻り、二重繁様、茅負見付唐決り、杵裏甲、隅木下端風鐸付。

第三章 修理工事

第一節 工事組織及び執行方法

本工事は袋井市長を委員長とする、油山寺三重塔本堂内厨子修理委員会を組織し、同委員会規定を定め、所有者より工事執行の権限を委託されて工事を運営した。

工事執行にあつては文化護保議決、文化庁委員会規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令、その他関係法規に従つて工事を実施した。修理委員会事務所は袋井市教育委員会社会教育課内におき、現場には工事

内部。外陣廻り檐上蟻板壁、格縁天井、床拭板張り。寄取付。四天柱間内法貫、飛貫、蟻板壁、天井輪様。米連柱間米連板壁、地覆、框付。その前方に和様仏壇設置。

二、三重。軸部、総門柱、腰貫、頭貫、内法長押、台輪付。各面各間共縦板壁。

斗拱。初重に同じ。

縁廻り。二重は初重に同じ。三重層様。

縁廻り。各重共四方布目縁、縁束上縁框包、跳高欄付。

相輪、露盤、伏鉢、諸花、九輪、旗車、宝珠、振簡すべて銅鉄製。

彩色。外廻軸部、斗拱、軒廻り丹塗。桺木口、隅木々口、尾様木口、縁木口、

黄土塗、裏甲、裏板、斗拱間琵琶板、壁板は胡粉塗。棧唐戸貫連子縁青塗。

隅木下持送り板彩色。初重内部古色塗。

々務所を設置し技術員を常勤させて工事を推進した。工事は仮設工事、屋根工事、塗装工事等の特殊なものを除きすべて修理委員会の直営として施工した。

修理委員会委員及び工事関係者は次の通りである。

委員長	袋井市長	大場和三次
副委員長	袋井市教育長	浅井 嘉作
委員	袋井市議会議長	中条 繁三
同	同 議会総務文教委員長	高木 忠平
同	同 教育委員長	橋本 健一

委員

袋井市文化財専門審議会委員長

同 中遠観光協会々長

同 東第一自治連合会長

同 東第二自治連合会長

同 静岡県議会議員

同 浜松市寺島町自治会長

同 磐田市遺族会々長

同 掛川市議会議員

同 油山寺檀徒總代

同 同

同 油山寺住職

同 袋井市議会議員

同 同

同 工事監督

同 袋井市出納長

同 社会教育課文化係長

同 社会教育課主事

工事関係者

工事監督 文化財建築技師

工事主任 同

工事主任補佐 同 技師補

書記 棟梁

大工 同

同 副棟梁

豊田儀三郎

比那 力

鎌田 盛

鈴木 徳次

和久田好造

山崎八太郎

石山 登

原田 長十

石黒 一郎

石黒徳一郎

鈴木 快存

鈴木 良平

早川 定一

広瀬 沸

鈴木 和夫

金原 久雄

門名 謙次

大工

同

同

同

同

人 夫

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

洞口 国雄

堀 八郎

佐藤 光男

洞口 忠義

永井喜三郎

平松 松次

諸井 義夫

山崎 孝義

田中 繁義

市川 盛市

加藤 亀治

大谷 寅男

岸野 清賢

市川 盛市

吉田辰五郎

第二節 実施工程

工事着工

超工式

立柱式

工事終了

昭和四二年七月一日

昭和四二年七月四日

昭和四三年六月一日

昭和四四年一月三〇日

修理工程表

施工種目	着手年月日	終了年月日
着手準備	四二・七・一	四二・七・三一
実測図調製	四二・八・一〇	四二・一二・二五
実施図調製	四三・一・七	四二・一二・二五
解体調書	四二・九・二〇	四三・一・八
施工記録	四三・一・五	四四・一・一〇
仮設工事	四二・八・二〇	四二・九・二〇
解体工事	四二・九・二〇	四二・一二・二五
基礎工事	四三・二・一五	四三・四・一六
化粧古材納い	四二・一二・二〇	四三・三・三一
化粧新材加工	四三・二・一	四三・五・二八
野物古材納い	四三・一・五	四三・五・二八
野物新材加工	四三・四・二	四三・六・三〇
軸部、斗拱組立	四三・六・一	四三・九・三〇
軒、小屋野物組立	四三・七・一	四二・一〇・二九
床、縁側、雜作	四三・二・一	四四・一・一〇
屋根工事	四三・一〇・一五	四三・一二・二〇
彩色工事	四三・一〇・二	四四・一・一二
諸金具工事	四三・一〇・二六	四三・一二・二六
仮設物撤去	四四・一・一五	四四・一・二五
残務整理	四四・一・一五	四四・一・三〇

第三節 工事仕様

イ、仮設工事

素屋根、方丸、九四米、総高一八・七米、杉丸太掘立造、屋根寄棟造り構付、亜鉛引波型鉄板葺、建地間隔一・四米、布飛付二米、上方向布一・一五米間隔、要所控柱筋違銀梁方丈入り、組手一〇番鉄線揚み、各重軒足代三段、歩み板巾二米、登れ橋巾一・一米にり留、手摺付、周囲ビニール網張り、建面積九八・八平米。

工作小屋、桁行一二・七五米、梁間七・三米、軒高二・五米、棟高五米、屋根切妻素屋根より葺下し、亜鉛引波型鉄板葺、要所方丈筋違入り、組手一〇番鉄線揚み、周囲曲手に亜鉛引波型鉄板張り、建面積九三平米。

保存小屋、在来の休憩小屋を使用する。

事務所、桁行八・一米、梁間四・五米、軒高二・六米、棟高三・七米、屋根切妻造り亜鉛引波型鉄板葺、周囲下見板張り、宿直室、暗室、流台付、内部床板張り、天井及び壁ベニヤ板張り、出入口及び窓はガラス戸建込、戸締金具付、製図台押入付、内部各所に電燈設備、建面積三八・四五平米。

便所、在来よりある便所を使用する。

職工休憩所、桁行五・四米、梁間二・七米、軒高二・三米、棟高三米杉丸太掘立造り、屋根切妻造り亜鉛引波型鉄板葺、周囲壁亜鉛引波型鉄板張り、出入口片開戸、内部腰掛造付、道具置場を設置、建面積一四・五八平米。

境界線、延長五七米、杉丸太掘立隔間柱付、高一・八米、貫三通り一五番線金網張り、組手大釘打、出入口三ヶ所両開吊り、門施設。

給水設備、木製水槽を設置電気モーターにより給水の便を計った。

以上の仮設物は給水設備を残しては竣工後すべて撤去した。

ロ、解体工事

解体、調査に先立ち完全な水盛り遺形を初重においては、側柱より外方三米のところ四面に丸太を打込みこれに水質を打ちつけて、基準平面および高低の基準とした。水質高さは桁行足固貫上端より三〇センチメートル下とした。

二重、三重は各重とも台輪上方高に水質を廻し水平基準の標示として設けた。

解体にあたってはまず各部に亘って実測および破損調査を行ない、修理前実測図の調製と修理前写真撮影、各部分毎に番号札を打った後、養生を施した相輪より取り下し、各重屋根銅板を取除き、縁廻り、軒廻り、軸部を順序よく丁寧に解体した。解体中は実測、旧仕様、構造手法、後世の改変、取替材などの諸調査と写真撮影を併せ行なうて記録にとどめた。解体した部材は更に綿密な諸調査の上で再用、取替、保存等に分類整理して所定の位置に格納した。

なお、取替材の内資料上重要なものは小屋内に保存した。

ハ、基礎工事

基礎のトレンチ調査の結果、亀腹部分まで地山を切り造成されるとき既に形造りされていたもので、敷地面全体に盛土した箇所はなく、したがって地盤は堅固で礎石の沈下は見られなかったが、附近にある大樹の根が多分に張り込んでいた。礎石は全部一五センチメートルに亘り厚さ四〇センチメートルに布掘をし、栗石厚さ一五センチメートルに敷並べ目潰砂利を入れ充分締め固めた上に、巾五〇センチメートルに仮枠を入れ厚さ四〇センチメートルに一、三、六調合コンクリートを打込み、礎石は水洗いのうへ所定の高さに据付け、根巻コンクリートを施した。

縁束石は大き修理時に切石に取替えられていたので、全部掘起し方四五センチメートルに亘り掘りし、栗石厚さ一五センチメートルに小端立てに敷並べ目潰砂利

を入れて大端にて充分締め、方三〇センチメートルに仮枠を入れ、厚二五センチメートルに前記調合のコンクリートを打込み、水洗いした自然石を所定の高さに据付け、根巻コンクリートを施した。

雨落礎石は流砂と樹木の根により乱れ、欠失したものであったので、良質のものだけ北面に再用したほかは、花崗岩切石にて新補した。地盤は巾および深さ四〇センチメートルに布掘りし、厚さ一五センチメートルに栗石を小端立てに敷並べ目潰砂利を入れて大端にて締め、巾三〇センチメートルに仮枠を入れ前記調合のコンクリートを厚さ一五センチメートル打込みたる上に、雨落礎石を一、二調合のセメントモルタルにて所定の高さに据付けた。

亀腹は在来の表土を掘取り下地を亀腹形に充分締め固めたるうえ、厚さ六センチメートルに前記調合コンクリートを打ち、表面には白色セメント一、石灰一の割合をもつて厚さ一、五センチメートルの上塗を鍍仕上げとした。

床下叩きは在来の叩きを掘取って充分締め固めたるうえ、粘土六、石灰四、苦汁適量を混合した原土を敷均し、厚六センチメートルに叩き上げた。

縁下は在来の土砂を掘取り栗石を小端立てに敷並べ目潰砂利を入れ充分締め固めたる上に、厚さ一〇センチメートルのコンクリートを打ち一、二調合のセメントモルタル厚さ一・五センチメートルに塗り鍍仕上げとした。

ニ、木工事

建物組み立にあたりその構造、形式、寸法、技法等は厳密に旧様を踏襲、特に曲線を有するものは原寸型板を作って正確を期し施工した。旧材は保存上支障のない限り再用し、部材一部の破損損傷は短木、埋木等を施して極力旧材の再用に努めた（短木端の接合部には合成接着剤ボンドを使用した）。腐損甚しく新規補充を要する材は在来の材質に倣うようにしたが、松材は化粧部では檜材に、野木材では檜または杉材に取替えた。組立の順序は初重の軸部、斗拱、地軒をまず

組み、飛担を残して一応三重まで初重と同様に組み上げ、次に飛担を初重より同様に三重まで組み、次に野地、屋根、縁の順に組み、最後に建具、造作を整えたが、組立中は各重の各柱間に筋違を仮入れして軸部の震動を防ぎ、また各重を組み終るごとに塔身の振れを調べねじれを調整した。部材の打ち付けには軒、小屋を除く箇所は全部和釘を再生して使用し、新補材にはそれぞれ見え隠れの箇所を修理年号を烙印した。実施仕様の主な点を左記する。

各重の柱の取替えおよび根懸ぎは、初重で取替え一本、根懸八本、二重は取替え五本、三重は五本である。初重一本の取替えは東北隅柱で、根懸ぎは側柱八本で長さ二〇センチメートルから最長一・五メートル、その継手は短尺のものは十字目違継、長尺のものは金輪継ぎとした。新補柱、根懸柱は従来通り石口に合せ立てた。二重の取替柱は東面四本と西南隅柱で、三重の取替柱は東面四本と南面側柱一本で新補柱は旧来と同様に上下に朽立、腰、頭貫孔を彫って柱盤上に立てた。初重大梁上に立ち相輪頂端に達する心柱は一本作りにされていたが、四輪上にて折損欠失していたので三重軒桁高さのところに継手を金輪継ぎとし、補強のため鉄製バンド（巾七・五匁、厚さ一匁）を用いて二箇所をボルト締めとした。

軒廻りにおいては各重の飛担柱とも修理時全部取替えられ型状が簡略にされていたので、再用出来るものは旧形に作り直し再用しその他のものは新補した。地盤は三重屋根を全部新補したが、初重、二重のものは一部分新補したほかほとんど補って再用した。

小屋組の内柱は各重とも十二本の内四本を取替えたほか、化粧隔木上に補強のため一本を挿入した。柱木は先端を茅葺に杓子納仕込みのうえ茅葺に大釘打ちに曳き、柱木尻は側柱腰貫内まで伸ばし腰貫の内方で堅固に止め手違釘打ちとした。鼻母屋桁は柱木上に下端欠きに大釘打ち、継手は腰掛継とした。

第二母屋桁は柱木上に東立て、第三母屋は柱木枕上より東立てに各々平杓差し

に組立てた。野隔木は上端小返りを付け、口脇に野種欠きをして母屋桁上に掛け、尻手は側柱に蟻朽仕込み、野種を四十二間間に屋垂付に母屋桁に大釘打ちとし野地板張りとした。布裏甲は茅葺面よりの出を十二間に大釘を千鳥に茅葺上端に打付けた。三重小屋は柱木を各面四本廻り位置に配り、鼻は他の重と同様に茅葺へ杓子納、尻手は心柱の位置まで伸ばし内側左義長柱の貫下で固定した。左義長束は地隔木上に伸組みした土台上に朽立、貫を上下二段に通し上方に台輪をのせ、その上に相輪の枠を組む。柱木上に母屋束を上下平杓付に立て母屋桁を納めて堅牢に組み、野隔木、野種、鼻は左義長束頭の台輪に掛けた。

縁廻りは現状変更によつて、殊んど新材となったが、二重、三重の跳高欄はそのまま再用した。新規材はすべて組み方は旧手法通りに施工した。

ホ、屋根工事

解体時の屋根は大正九年修理時銅板葺にされたもので、それまでは柿板葺きであったことが記録写真により判明したが、火災防止のため現状維持とした。

軒付下地は厚さ三・五匁の杉材にて裏甲より十二厘の出に檜皮積形に隔反増しに箱形に仕替え、野種木口と裏甲上端とに釘打ちに取付け野地板木口を軒積板面より出を一・五匁とした。

軒付銅板包みは見付はせ掛五段、横手は定尺盤六つ切り長さに、厚さ〇・三三坪西面葺きの銅板をもつて、曲線部はすべて型紙により裁断、はせ掛は四方とも一・五匁、上部釣子三ヶ所に包装した。平葺は野地面のむらを取除いた後三〇近フエルトを葺足に俵い繼目重ね六厘に敷詰めトンボ押へをした上に、朱黒にて割付墨を打ち前記銅板を四方はせ掛け一・五匁、葺板一枚につき上部釣子三ヶ所とし、背葺は葺地割付寸法より紙型をとりすべて箱形に仕替え、平葺足に取合せ見通しよく葺上げた。

また二重、三重の廻縁の上端も前記フエルトを敷きたる上に、銅板厚さ〇・三

恒定尺盤の四方はぞ掛一・五厘に甚き、側柱および腰貫当りは立上り三厘として雨水浸透の防止を施した。

へ、雑 工 事

建具、在来の浅唐戸は大正十三年新補されたもので、一枚割にて組んであったので二枚割に改めたが、その他はすべて在来のものに倣い施工した。

内部塗装、古色にはアンバーを用い周囲古材の色調に応じ補足、取替えの新材を調和よく塗り立てた。

外部塗装、丹、胡粉、黄土、緑青を配色塗付した。丹塗は各重の縁廻り、軸部、斗拱、軒廻り等塗装面の大部分を占め、胡粉塗は化粧裏板、裏甲、壁板等、黄土塗は棟、縁板等の木口、緑青は浅唐戸連子にそれぞれ配色し、以下の仕様に新装した。まず部材に残る旧塗料を前削、研磨紙等で掻き落し、木部の疵割れ目は接着剤をもって埋木し、埋木箇所には鉛丹、胡粉等を調合した「強化合成ナイロン」の溶液を作り引込地付をして下塗、上塗をする。下塗は光明五〇冠丹に小

量の七宝焼弁柄をオイル油に溶解練合せ、刷毛を用いて塗り、上塗は光明三〇冠丹に前記弁柄を「カセイン」溶液で練り合せたものを刷毛でむらなく塗り上げた。胡粉塗、黄土塗、緑青塗も丹塗同様の仕様で仕上げた。

相輪相輪はすべて銅鉄製であった。昭和十七年の台風時に宝輪四箇上より欠失していた。このときの破片は完全ではなかったが本堂広壇下に保存されていたので、これを元に宝輪五箇、撥筒十二箇、龍車を新鑄し、露盤、伏鉢、諸花の各部にも大小の破損を被っていたので、これらを熔接にて補修した。補修用の地金は在来のものに倣い作製し、残存のものともすべて焼漆仕上げとした。

風鐸、各重の風鐸は鈞金具が残っていたほかすべて紛失していたので、建物創立年代相当の形式に倣い新鑄整備した。

古色塗、初重内部は素木作りになっていたもので、新規補足の化粧材および縁板

の丹塗を施さない箇所には、松煙、茶粉を用い周囲と調和よく古色塗りを施した。

防腐処理、古材および新材ともすべてP・C・P水溶液にて浸漬または塗布を行なったほか、軒裏、野地板、小屋組材には防腐用としてクレオソートを刷毛にて二回塗布した。その他蟻害予防のため礎石、縁束石、葛石の周辺にP・C・Pの粉末を多量に撒布しその上を土で被覆した。

修理経板、長六〇センチ、巾二五センチ、厚三ミリの銅板に修理工事の概要を彫刻し、初重内部の一隅に打ちつけた。

残片付工事終了後仮設物素屋根を解体し材料を場外に運び建物周辺の整地清掃を行ない、取替材のうち資料となるべきもの、また工事中発見物で参考となるものは初重小屋裏内に保存し、他の材は悉く処分した。

第四節 現 状 変 更

発見物資料並びに痕跡のもとに綿密なる調査のうえ、左記の現状変更を行なった。

一、相輪上率の欠失部を復旧した。

昭和十七年の台風で相輪は下から四箇の宝輪を残したまま、その上方面を心柱とともに折損、欠失したが、その時落下した旧材のうち完形の宝珠、龍車をはじめ宝輪、撥筒等の破片が寺に保管されており、また大正九年の修理前および修理後の全量を示す写真があり、これらによって旧状がほぼ判る。その形式は通常の水煙取付部に水煙に替って龍車状の珠を上げた風変わりのもので（注）、旧材を残さない各部についても写真から大きさを知り得るので、これらの資料に基づいて輪軸の欠失部を復旧する。

（注）昭和二十九年重要文化財指定時には水煙部の龍車状の珠も寺に保管されており、そ

の字真が残されているが現在所在不明である。

二、腰組の高さを二重は約五センチメートル上げ、また三重は約一八センチメートル下げて旧位置に復し、縁の形状を整えるとともに、これにともなう初重および二重の屋根勾配を整備する。

二、三重とも現在の縁は台輪腰組から高欄に至るまですべて大正九年の取替材で構成されているが、軸部の柱や腰貫は当初材で、これに旧縁板取付の痕跡があつて(注一)、当初の縁は二重では現状より四、五センチ低く、三重では一七・七センチ高い位置に張られていたことが判る。また現在は二重は縁板と木口張り、三重は外観布張りの耳板を置いて内部は一段下って腰組台輪上端で布板を張る変則な形式となっているが、当初は共に縁根太掛けを用いた布縁と考えられる(注二)。よつて縁の高さを旧位置に復し、これにともなう初重及び二、三重の屋根勾配を整えるとともに(注三)、縁の形式を整える(注四)。

(注一) 腰貫は現在桁行、梁行とも下楔で組まれ、上端と下端の高さが揃った「せちがい」になっているが、当初は梁行貫が上楔で三センチの咬合せがあつた。柱には厚さ三センチの縁板当りがあり、その下方は十六角造りのままとされている。その高さは桁行貫と上端揃い、梁行貫には下端が一致しており、貫の側面にはその風触型がある。

(注二) 柱には縁板当りより約一五センチ下方に釘穴があり、その間隔がかなりある点からこれは根掛を止めるための釘跡と推定される。また二重では現在の木口縁のため隅又首が入っているが、旧縁に見合う隅又首仕口にはない。これらによつて縁板は布張りであつたと考えられる。

(注三) 腰組一台輪は屋根表地上面に密着する関係にあるので、その高さの変更は直ちにその屋根勾配の変更につながる。現在初重の屋根勾配は三寸八分、二重は五寸三分であるが、要旨の如き変更の結果初重は四寸四分となる。

(注四) 二、三重とも耳板と縁板の納まりについてはほぼ同時代の滋賀県長寺三重を参考としてこれに依る。

三、四、四天柱筋四方棧唐戸構えの仏壇を撤去し、来迎壁および須弥壇を復旧する。

現在初重内部には四天柱筋の四面とも両開棧唐戸とした仏壇が設けられているが、材料は新らしく工法も上部の虹梁、下方の仏壇柱ともに柱に横からの払い込みに取付け、後補のことが明らかであり、また同時に張り替えられた床板との関連からも大正九年の造作になると認められる。四天柱のうち後方二本には前面に旧須弥壇の痕跡があり(注一)、また向合せ面及びその間の飛貫に來迎壁痕跡があつて(注二)、当初は來迎壁前に須弥壇を設けた通常の構えであつたことが判るうえ、須弥壇前面の隅束一丁も発見され旧形式も判明したので(注三)、大正改造の仏壇を撤去して旧規の來迎壁、須弥壇に復旧する。

(注一) 須弥壇の上下框のかくし極大入仕口と、その間に羽目板調がある。

(注二) 注一と同じ上下框仕口のほか、上端と飛貫間に來迎壁板調があり、また飛貫下端にも板調がある。

(注三) 現仏壇内に集積された雑材中から旧仏壇の隅束が発見された。上下の框もそのままだ全長を残し、柱の框仕口間隔とよく一致する。切取面の簡素なもので、素木のままである。なお須弥壇の梁行寸法は床板が全部大正の新材に取替えられているため不明であるが類似例を参考として整える。

第五節 工事費精算

工事費	二一、七八〇、〇〇〇円
修理工事費精算額	二一、七八〇、〇〇〇円
収入総額	二一、七八〇、〇〇〇円
内訳	
国庫補助金	一八、一三〇、〇〇〇円
県費補助金	二、一三三、〇〇〇円
市費補助金	二六七、〇〇〇円

地元負担金	八〇〇、〇〇〇円
預金利子及び雑収入金	四五〇、〇〇〇円
支出総額	二一、七八〇、〇〇〇円
内訳	一三、四一六、八〇八円
三重塔工事費	
内訳	
賃金	四、七二八、八〇〇円
諸資材費	三、六九六、九〇一円
諸負費	四、九九一、一〇七円
厨子工事費	七七〇、〇〇〇円
内訳	
賃金	二八五、〇〇〇円
諸資材費	三三、〇〇〇円

第四章 調査事項

第一節 創立沿革

一、寺院の草創と沿革

医王山の草創は行基大師牛轡行脚し油山に掛錫の砌り、第四六代孝謙天皇ご寵眼を極まされ、竹内大納言を勅使に行基大師に祈願の宣旨あり、行基は薬師尊を彫刻し油の谷にて瀑布を降って加持し、ご極眼を平癒せり、よって勧願により天平勝宝元年一寺を建立、ここに縁起して新義真言宗医王山薬王院油山寺と称号

諸負費	四五二、〇〇〇円
共通工事費	一、〇三〇、一九二円
内訳	
諸負費	六八一、六九九円
機械器具費	六一、七六一円
運搬費	四五、〇〇〇円
保険費	二四一、七三二円
附帯工事費	三二〇、〇〇〇円
諸負費	三二〇、〇〇〇円
人件及事務費	六、二四三、〇〇〇円
人件費	四、一五七、八〇三円
事務費	二、〇八五、一九七円

し、地名も油の谷清水谷と字名せられたと伝う。

その後顕寂するに至ったと云うが詳細は不明である。建久年間に源頼朝の再建により法燈燦然と輝くに及んだが、元龜三年武田信玄の共襲に罹り伽藍一字も残さず、旧記世代記等ともに灰没し再び衰頹せり。天正二年時の住職快雄若難を得て再興し、中興第一世となれり。それより累代系統した東照公より御朱印若干の寄附あり、境内塔中不動寺、今熊寺があつたが寛永三丙寅年第三世秀世、自坊焼失のとき御朱印、旧記、宝物等悉く焼失せりよって塔中を隔し本坊に併合せり、現在ではその旧跡を存するのみである。その後慶安元年二月二十四日大猷院

殿家光公より改め寺領四十七石並びに地中門前、山林、竹木等の寄附ありて祈願寺となれり。元文四年第十四世隆慶代、院代筆懸が瑞瑞殿（真本堂）を再建せり。以来徳川家代々先規により御寄附ありしが、明治維新により境内外地の旨意にもとづき明治三年二月上地せり。

二、三重塔の建立と沿革

三重塔は建久年間源頼朝が創建と伝えるが詳かでない。元龜三年に焼失せり。現在の三重塔は天正二年中興一世快雄が諸國を勧進して工を起したが、戦国時代にて淨財に久しく二重まで組立てたが、以後放置の止むなきに至った（このときの状態を後世の記録に「元は二重の塔なり」と預記されている）。この窮状を察した時の城主久野三郎左衛門宗成が大檀那となり工を継ぎ、慶長十六年完了することが出来たものである（注一）。その後延享より安永年間の第十六世眞懸の代に、初重柱の根継、各重廻縁の補修が加えられている（注二）。また喜永六年にはそれまで素太通りであった三重塔を丹塗り改裝している（注三）。就中大正九年の修理には屋根柿葺を銅板葺に改めたほか、二、三重の腰組みの高さを變え、各重の軒廻り、縁廻り材を新材に取替へ、内部須弥壇の形式を改変する等の大修理が行なわれた（注四）。昭和十七年の台風にて相輪が下より宝輪四箇を残し、心柱とも折損し、更に昭和三十四年伊勢湾台風にて屋根銅板が剥がれる等の被害を受け、暫定的な補修が施され現在に至っている。

（注一） 伏縁に左記あり、

東海通州周智郡油山栗師寺之九輪、願主大國那久野三郎左衛門尉宗成慶長十六年辛亥正月吉日、山城國愛宕郡三奈金之庄、辨物師大工、早川長兵衛藤原光政、

（注二） また初重の手が最も古く、二重と新らし形式も違っている。

油山寺世代付中第十六世眞懸代に左記事項が記載されている。
月懸傳弟子延享四年住職被付右左職之内通州一國朝化三重大塔修築同成就 廿七ヶ年住職安永二年二月廿一日入寂、行年七十一才

（注三） 心柱の三重相当部に左記墨書がかすかに見られた。

喜永六年六月 ぬしや 立花主春
また（註二）修理時取替えられたものと思われる巻斗、裏甲が軒裏より発見されたが、素木作りであった。

（注四） 初重内にこのときの修理棟札が保存されており、修理前と修理後の写真も残している。

小屋東にも左記墨書が発見された。

大正九年九月二十八日此三重塔建立記念の為此に書す。静岡県引佐郡安賀町徳師屋住人木俣留吉、

建立記念、大正九年九月、周智郡□□村住人 山田玉藏

第二節 破損調査

本塔は建立以来数次に渉り修理が施され、初重柱の根継、銅物等が行なわれていたが、湿気による腐朽が甚だしく軸部の弛緩と相まって建物全体が南面に一九・七センチメートル、西南に一四・三センチメートル傾斜していた。

地質は比較的硬土層のため礎石の沈下は僅少なものであったが、斗拱、軒廻りとも隅部の垂下が甚だしく軒先は波状を呈し、屋根はすでに大正九年修理において銅板葺に替えられていたが、昭和十七年の台風並びに同三十四年の伊勢湾台風にて、その都度被害をうけ三重の屋根約半分が鉄板にて暫定的な修理が加えられ、その他の銅板葺板も甲駟掛部分の多くに亀裂が生じ、すでに替替えの時期に達し放置し難い状態であった。各部の破損状況は次の如くである。

一、基礎 亀 腹

礎石は自然石を用い、柱に比して小さく、大きさは不揃いで不同沈下も僅少なものであった。最も高い「いの」の礎石を零とする各礎石の高低は次表の如くである。

礎石高低寸法実測表

単位、センチメートル

梁行	一	二	三	四
いの通	〇	四、五	一、五	一、一
ろの通	一、五	一、三	三、二	三、六
はの通	二、二	二、二	五、八	四、五
にの通	一、二	一、七	九、九	一、二

縁束石は前記大正年間の修理において花崗岩切石に取替えられていたの、良好な状態であったが、当初の束石は一箇も残存しなかった。

雨落葛石は水成岩質の切石になっていたが、断面横の形状はほとんど長押取りにしてあり、これらは運搬も容易にするためこのような形状に石伐りされたものと思われるが、このため石据えの安定を欠き雨水による流出土と相まって前記修理時に据え直されたにもかかわらず、不同沈下が甚だしく全体に散乱しており紛失した箇所もあった。

縁下も前記修理時コンクリート、モルタル塗仕上げになっていたが雨落葛石の散乱にとともに、各所に亀裂、破損を生じていた。

亀裂も前記修理時に塗替えされたもので、下地は荒壁厚さ約八センチメートルの上に漆喰モルタル厚さ一センチメートルの仕上塗りになっていたが、すでに落剥したところが多く、かろうじて古形を維持している状態であった。

床下叩きも後世の塗替えになるが、すでに全体にわたり荒廃しており当初の表面が残存するところは一箇所も見あたらなかった。

二、軸部

初重は礎石の沈下僅少と修理時柱脚部の腐朽部を鋼物の挿入により床面の不陸はほとんどなかったが、二重及び三重は主に柱脚部、土層桁の腐朽圧縮により不陸を生じ、これら沈下は当然軸部の傾斜の起因となり、西南隅の沈下が甚だしく全体に西南へ傾斜していた。

初重柱の内四天柱は檼材で、側柱は椎材であった。四天柱の脚部はほぼ良好であったが、側柱の脚部の腐朽は甚だしく宝暦年間根廻されていた東面四本の柱脚部とも腐朽し根元に鏝を挿入して姑息的に補われていた。就中東北隅柱は腰貫当りまで虫害に侵され再用不能にあった。

台輪、頭貫、内法長押、腰貫及び東面外側の寄は松の当初材で、台輪は上部荷重により部分的に圧潰し、腰貫と寄が腐朽していたほかは、虫害も僅少であった。檼の後補材の内地長押、腰貫は一部腐朽していた程度であったが、地貫、足固貫は柱との接触部分の腐朽が著しかった。根太はすべて後補材で松と檼とが混用されており、床板は杉材であったが腐朽は少なくはば良好なものであった。天井は中央が起り天井で、周囲は格縁天井になっていたが、いずれも松の当初材であったが、天井板は後補の檼、檼の粗末な材料が使用されており、乾割した部分も多く割目にも大きな隙間が生じていたが、虫害、腐朽は僅少なものであった。

二重柱は当初の松材で表面露出部分の風化は大きく、柱脚部は土層桁とともに腐朽しており就中東面の柱の腐朽は甚だしかった。大正九年の修理時すでに両端隅柱は長押下より柱根元まで柱の半身が腐木されており、西南隅柱とも再用不能であった。台輪、頭貫、長押及び東側を除くその他の腰貫並びに羽目板のほとんどが当初よりの松材で、初重より腐朽、虫害ともに甚だしく風化もまた大きかった。

三重の柱もすべて当初の松材で表面露出部の風化及び腐朽の程度は二重よりも

更に大きく、柱脚部、柱盤とも虫蝕による損傷が甚だしかった。台輪、頭貫、腰貫、東面の長押及び羽目板壁を除くその他のものもすべて当初の松材で相当虫害を被っていた。後補の檜材である東面の長押、羽目板壁の虫害はほとんどなく損傷もしていなかった。

斗拱は各重とも垂下をきたし、手先肘木はいずれも屈曲し仕口面より割れ目が生じ、ことに隅斗拱の垂下は著しかった。各重とも材質および手法が異なっており、初重のものをもっとも優れ、次いで二重、三重がもっとも粗雑に出来ていた(第62図参照)。初重の斗拱はすべて松材で二重と三重の大斗、卷斗、箕束は檜材で、その他のものは松材であった。各重とも大斗、卷斗は圧潰したものも多く、通肘木はすべて彎曲状態になり折損していたものもあった。尾榫も屈曲と虫蝕、雨漏れと相まって損傷が甚だしく既に折損したものもあって、再用不能のものが多かった。

三、軒 廻 り

各重の軒は軸部の沈下、傾斜に伴なって隅木、桯とも著しい垂下をきたし、軒反りも乱れ波状を呈していた。軒は大正九年に大規模な修理をうけており、初重および二重は飛担榫を一旦解体されたうえ、飛担隅木部分を初重は四隅とも全部、二重は東面四隅が新材にて先離されていた。木負は初重にては西側面中央より背面全部が取替えられ、二重は東面中央が約三分の一と南面中央より後方が三分の一取替えられていたのは、当初のままであったのでその歪曲は特に甚だしかった。茅負、裏甲は初重、二重とも全部取替えられていた。当初材および後補材ともすべて松材が使用されていた。

三重の軒廻りは前記修理時に桁廻りまで解体され、隅木、地桯、飛担榫、木負、茅負、裏甲、裏板まで全部松材にて取替えられて、古材はその断片すら残存していなかった。各重とも後補材は寸法が減ずされており手法も粗雑にてすべてが簡

略になっていた。当初よりの松材は虫害をうけ折損、損傷が甚だしかったが、後補材の虫害及び損傷は僅少なものであった。各重の取替えられていた桯数は次表のとおりである。

区 分	総 数	西 面				南 面				東 面				北 面				摘 要
		当初	後補	当初	後補	当初	後補	当初	後補	当初	後補	当初	後補	当初	後補	当初	後補	
初重	地 桯	二二六	五一	三	五一	三	五一	二	五四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	すべて大正九年に取替
	飛担榫	二五六	〇	六四	〇	六四	〇	六四	〇	六四	〇	六四	〇	六四	〇	六四	〇	
二重	地 桯	二〇〇	五〇	〇	五〇	〇	五〇	〇	五〇	〇	五〇	〇	五〇	〇	五〇	〇	〇	〃
	飛担榫	二四〇	〇	六〇	〇	六〇	〇	六〇	〇	六〇	〇	六〇	〇	六〇	〇	六〇	〇	
三重	地 桯	一四四	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	〃
	飛担榫	一四四	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	三六	〇	

四、心柱及び内部構架材

心柱は松材で一本作りになっていた。昭和十七年の台風にて先端が九輪の内四輪上より折れ欠損しており、欠損より下方三メートルほどが腐蝕していたがそれより下方は比較的虫害も少なく良好であった。南西隅より東北隅に斜めに架けた心柱盤も松材で虫害も僅少で耐久力に影響はなかった。その他の内部構架材もすべて当初のもので松材からなり、そのため随所に虫害、折損の箇所が見受けられた。初重尾榫掛束、同東盤も腐蝕と上部よりの荷重とにより組手部分が弛緩しており、各重の種掛上端の虫蝕も激しかった。左儀長及び東盤は大正九年に新補されたもので二重、三重の四天束とも良好な状態にあったが、東盤等は虫蝕により折損しほとんど取替を要する状況であった。

五、小屋組及び野地

各重の小屋組はすべて大正九年の改変で、母屋、野地とも粗悪な松材で補修されていた。腐朽部分は少なく比較的良好な野地を形造っていたが、姑息的な修理方法で構造的にも不完全なため、母屋組みが弛緩して全体に乱れを生じていた。各重の柱木も大正の修理時にはほとんど取替えられていたが、松丸太のため虫害が甚だしく半数が取替えを要する状態であった。

各重の野地板もすべて前記修理時に新補された松材で、各面とも局部的に雨漏箇所、腐朽したところが見受けられたが、就中三重の野地面の内西面及び東面に腐朽箇所が広く、台風被害により補強に打撃を受けた釘も多かった。またこのとき補足に鉄板葺にされたところの野地板が黒く変色していた。

六、屋 根

屋根は大正九年の修理において在来の柿板葺を銅板葺に改められていたが、昭和三十四年の伊勢湾台風並びに昭和十七年の台風にて相当大きな被害を受けており、三重屋根は東面約五分の四と、北面約五分の二が鉄板にて補修され、二つ割竹の押縁を六〇センチメートル間隔に釘打ちにしてあり、鉄板葺部分ははぜ掛上より三〇センチメートル間に銅釘打ち、半田付の補強がされていた。各重の屋根とも三〇近フエルトを縦横とも重ね一〇センチメートルに数詰め、銅板は厚さ〇・三五ミリメートルの定尺盤を四方はぜ掛一・五センチメートル、上部釣子三ヶ所、隅は背縁上にてはぜ掛けになっていた。軒付は横足三三センチメートル、見付一枚張りで裏甲上端より包装されていた。一重、二重の屋根の内雨落より外方のはぜ掛部分のほとんどには亀裂と青錆とが生じていた。

七、縁 廻 り

各重の縁廻りはすべて大正に取替え改造されたもので、初重の縁部材は檜、縁板は樺材になっていたが、湿気のため各面の縁束とも根元が腐蝕していたものが多く、縁板は表面と縁板鼻はかなり風蝕、摩耗し南面の東寄りより東面にかけては腐蝕が甚だしく、各所に割れや欠けを生じ緊結金具もほとんど弛緩していた。二重及び三重の縁高欄は檜材で縁板は杉材、その他の材はすべて松材であったが比較的良好な状態であったが、手法が粗雑で簡略にされていた。当初のものとしては三重廻縁の南面に松材の縁根に掛けが残存していたほかには、なにも残存せず転用もされていなかった。

八、戸口及び内部

初重の棧唐戸及び襖、方立、無目ともすべて大正修理時に取替えられたものであったが、ただ襖座のみは当初のものが残存していたにすぎなかった。形式は修理前のものをほぼ踏襲されていたことが修理前の記録写真により明らかであったが、手法は極めて粗雑な工作であるため框が弛緩し開閉が容易でない状態になっていた。

各重の壁板もすべて大正に取替えられたもので、初重は檜材で補強のため銅縁が挿入してありは良好であったが、その他の壁板は松材のため全体に腐朽しそのうえ風蝕も著しくすでに破損箇所には姑息的な補修が加えられていた。

初重中央起り天井の棟縁と周囲の格縁天井の縁は当初の松材で大面取りになっていたが、天井板には松材と樺材とが混材しており、松材が当初のもので樺材は後補のもので材料も新らしく、主に正面寄りに使用されていた。

床板もすべて大正に取替えられた杉材で厚みも当初の床板当り跡より低くなっていたが、腐朽箇所はなく刻目に空間もなく完全な状態であった。

九、相輪及び風鐸

大正修理時に小屋組、左儀長束等の新補により露盤、伏鉢、諸花は安定していたが、昭和十七年の台風時宝輪四箇上より心柱ともに折損欠失していた。このとき落下した旧材のうち完形の宝珠と轆車を始め宝輪、療管等の破片は寺に保管されていた。すべて当初のもので伏鉢、諸花はほぼ完全なものであったが、露盤、宝輪には亀裂が生じており療管は破損して鉄線にて補強が加えられていた。伏鉢には慶長拾六年及び施主、作製者の銘が陽刻されていた。

風鐸は各重の各隅木に鈎金具は残存していたが、風鐸は前記相輪破片中にも発見出来なかつた。大正九年に新補された三重の隅木並び一重及び二重の飛担隅木を先継された部分にも鈎金具があるところより、前記修理時以後欠失したものである。

一〇、塗 色

現在の丹塗は大正修理時に塗装されたもので、それ以前嘉永六年（心柱の三重軸部当りに墨書）に始めて丹塗りを施したようで、この時の塗装が三重の斗拱に残っていた。外部全体を丹塗一色に塗られたもので以後の塗装も同様である。当初は素木作りの塔であったもので小壁内に転用及び保管されていた旧材の三重化粧隅木、茅負、裏甲、飛担樑、巻斗には塗色した形跡は見られず、また初重内部も塗装されていないところより前記嘉永修理時までは塗装されていなかったものである。

第三節 後世における形式変更

塔は当初南面建てとして建て始めたもののようである。油山寺本堂（薬師堂）

は南面建てで、現在塔の正面は本堂正面に向った参道に面し西向きになっているが、建て始めは南向きとして建て始め内部雜作において、西向きに変更したものとと思われることは、初重の根太が梁行に架っているが、四立柱の束連壁板溝と印須弥壇の取付仕口には西面向きになっていることである。

また塔の再建については中興一世の快庵が天正二年より工を起し、慶長十四年までに吾懸を得て二重まで建てたが、その後は淨財に乏しく放置されているのを城主久野三郎左衛門が工を継ぎ慶長十六年に竣工をしており、その間十七年の長きにわたっていることより大工棟梁もその都度替って施工されたことも、各重毎にその手法が異なっていることから充分考えられることで、最終段階において西向きに変更されたものに思われる。

塔は再建後前記したように寛文年間、延享より安永年間、嘉永年間、大正九年と修理が加えられているが、就中大正九年の修理は解体に近いまでの大規模な修理が施され、その都度形式も変更されている。大正修理以前の修理については、このとき新材に取替えられた部分が多く資料にも乏しいので、解体時の痕跡のみについて記述する。

一、寛文年間の修理

二重及び三重の廻縁板と腰貫との接離箇所にて兩板切を取付けている。三重の柱にはこの雨切板を大入れにした仕口があり、腰貫には留釘も残っていた。相当古い仕口に思われたが、のみ切れも悪く手法も粗雑なところより当初のものでないことは明らかで、寛文年間に補修されたものと思われることは、三重相当の位置にある心柱に左記墨書があり微かに判読することが出来た。

寛文十二年 俊政

二重の雨切板は大入れにはなっておらず、風化による当縁が斜めに残っており、柱と腰貫にはこのときの留釘もあり釘の位置も三重の留釘の位置とも類似しているところより、同時代に取付けられたものと思われる。

寛文年間にはその他にも補修されたものと考えられるが、その後の修理によって知ることが出来なかった。

二、延享より安永年間の修理

初重背面（東面）中央二本の柱が樺材にて根継されていた。このとき初重の地貫も取替えられたのではないかとも思われる。現在の地貫は大正修理時に取替えられたものであることは、同時代に取替えられた廻縁の材料と材質、新旧程度が一致しているので判明するが、今回の解体時この貫も既に再用不可態までに腐蝕していたところより推定されるのである。また各重の軒廻り腰組等も一部補修されたようで、小屋内に保存されていた裏申もこの修理以前のもので、初重の鼻母屋に転用されていた茅負にも眉欠きの形式が二種類あり、茅負成一二種で眉欠き上部が五・四種、下部六・六種に欠いたものと、成一二・四種、眉欠き上部七・三種、下部五・一種に欠いたものがあり、前者はこの修理以前のもので、後者はこのとき新補されたものと思われる。

また、寺蔵の延宝八申年以來再建修復仕候置所書の三重塔の頂には左記の如く記されている。

三重塔

式間四方

右慶長十六年願主久野家御建立也十四五年目にて屋根を致破壊故色

々住持にても修復差加申候 真慧代及大破遠州一國廻り動化仕柱替根

縁想修復仕候

寛永十四己年

洞吉村 宝蔵院寄進

とあり、また油山寺現住縁の真慧の項には左記の如く記されている。

第十六世 真慧

日懸塚弟子延享四年住職被役付右住職之内遠州一國動化三重大塔修復
同成就廿七ヶ年住職

安永二己年二月廿二日入寂

行年七十二才

以上のことから単に柱の根継が施されただけでなく、四天柱の如きも初重側柱が樺材であるのに樺材になっており、一見側柱に比較して新らしく感じられたが、頭部の通材木の仕口が密着しているので解体せずして着替えることは不可能なようにも思われるが、天井板の一部と保存されていた旧須弥壇の束も樺材であり、根継材とその材質もよく類似しているところより疑問を感じたが、確実なることを知ることは出来なかった。いずれにしても以上のことから推察して、この時の修理は相当広範囲にわたって補修されたことは推定出来る。

三、嘉永年間の修理

嘉永年間にはそれまで素木造りの塔を丹塗に塗装が施された。初重及び二重にはその痕跡は乏しく、僅かに軒小天井の格縁と交輪に残存していたが、三重の斗拱の丹塗りはこの時のもので、初重、二重のものより丹色も鮮かで丹念な塗装が施されており、接触しても色が付着しなかったが初重、三重の丹塗は一才接触しても付着し、色も弁柄に近いものであった。大正修理時には三重の斗拱のみは塗装されなかったようである。また心柱に左記墨書があり微かに読むことができた。

嘉永六年六月

以上のほかにはこの年代に相当する修理箇所は見当たらないので、三重斗拱の塗装面の風化より見て嘉永六年に塗られたことは明らかである。

四、大正九年の修理

これまでの修理が施されたうちで最も大規模な修理が加えられたのはこの時の修理で、また外観を悪く損じたのもこの修理であったが、大正七年には米騒動がありその翌々年に当り、不景気な時期にもかかわらず修理されたことは、如何に損傷の甚だしかったことが推察される。そのためこのときの補修材はすべて寸法が不足しており、手法、形式とも略簡にされたものが多く、そのため

外観の美観が損失されていた。

初重

軸部 地貫、腰貫、腰長押、切目長押、壁板、無目敷居、寄が全部取替えられていた。このうち地貫、腰貫、腰長押、切目長押は旧寸法とどりになっていたが、その他のものはすべて旧材よりも寸法が不足していた。礎板は厚さ約六耗薄く板溝に銅物がしてあり、各間とも内部には壁板中央部に補強の廻縁が挿入されていた。無目敷居、寄は成が九耗不足しておりそのうえ床板も旧床板厚さより九耗薄いため、床板とに隙間を生じるので無目、寄とも内部には側面より添木を当て隙間が埋めてあった。

廻縁 廻縁材は縁束石とも全部取替えられていた。ことに縁束は隅束が一五・二種角で平束が一・二種角の不揃いなものになっていて、側柱に比較して非常に細く外観を著しく損じていた。正面中央両脇の束には階段耳板取付仕口は残っていたが、階段は既に紛失しており廻縁についての旧材は断片すら発見することができなかった。今回廻縁の復原については縁板を約四分の一再出したほかは、すべて同時代の廻縁の比率により整備した。

内部 床板を取替え当初の来迎壁、和様須弥壇を取外して、四方浅唐戸構えの仏壇に変更したほか、天井板を約二分の一取替えた。

床板は厚さ二・一種の杉板にて全部取替えられていた。旧床板の厚さは切目長押と旧床板の当り跡よりみて三種あったもので、厚みが節減されていた。

当初の須弥壇は四天柱、四天柱の飛貫の痕跡及び保存されていた旧須弥壇の束とにより来迎壁のある簡素な取付の須弥壇であったが、このときの修理には四天柱間に地覆、極を四方に廻し額縁付羽目板張りとし、上部には飛貫下に虹梁を架け方立を取付け、四方とも浅唐戸両開付の仏壇に変更されている。すべて樺材が使用されていたが、手法は粗雑なところが見うけられる。

天井板には松材、樺材、檜材との三種材が使用されていたが、この内松材が

最も古く、ついで樺材でこのときの補修材は檜材であったが、これらはすべて当初の松材のものと寸法、手法とも踏襲されていた。

軒通り 真甲、茅負、飛担檼、飛担裏板の全部と木負を約二分の一、地種八本とが取替えられ、各飛担隅木が先継されていた。

真甲は当初のものを踏襲してあったが、茅負は初重鼻母屋に転用されていた旧茅負とは反上り寸法はほぼ一致していたが、木柄、眉欠きの寸法は異なりこのときの茅負の成は一〇・二種、眉欠き上部四・九種、下部五・三種、下端厚さ九・七種で、旧茅負より小さくなっていた。旧飛担檼は二重野種と野隅木束とに転用されていたが、反りのある形の整ったものであったが取替えられた檼は、木口を茅負内面より極端にこかれた直線に近い見苦しい形に木持されていた。木負は飛担檼が目違いになつており旧木負に寸法、手法とも踏襲されていた。飛担隅木の先継は四隅とも取替えられ断片すら残存しなかったが、発見の旧茅負とも規矩的にも寸法が一致したので、旧隅木を踏襲したものと思われる。

小屋、野地、屋根 腰組束、束杭、枯木、野隅木、野檼、野地板を全部取替え、檼掛のみ修理前のものを再usingしてあり、鼻母屋には旧茅負が転用されていた。また椅板葺を銅板葺に改め、二重の廻縁に関連して屋根の高さを四・五種低くされていた。枯木は各面とも三本に簡略され、そのため軒先垂下の原因ともなっていた。野地は修理前椅板葺であったものを銅板葺に改められたため盲張りになっていたが、旧野檼が二重の配付檼に残存しており野地木舞の当り跡、留釘穴もありこれによると木舞板巾は六種、間隔七種になっていた。木舞の厚さは旧檼掛と腰組台輪との関係より見て二・一種と思われたが、旧木舞材は発見されなかった。屋根は野檼掛が旧位畳のままに銅板葺野地としたため、旧葺しきの厚さ四・五種低くなり、その部分だけ品軒を取付け葺仕舞とされていた。

修理前構板葺であったことは、修理前全影を撮った絵はがきも保存されていたので明らかである。

二重

軸部 壁板が取替えられた。

四面とも壁板が檜板にて取替えられたのはすべて当初のものであった。二重の壁板溝は頭貫の下端だけで、柱、腰貫には溝がなく、腰貫上端に胴縁を取付け外側より釘打ちになっていた。

廻り縁 腰組台輪、通肘木、隅肘木、縁板、高欄の全部と巻斗七十六ケのうち、四十一ケを取替え、縁板と腰貫にかけて雨切板を設けた。

このときの縁板は桁行腰貫上端より七・九種下より、腰組通肘木の上端にかけ切目板張りとなっていたが、当初の縁板は桁行腰貫上端削いになっており、また布目張りになっていたことが側柱の八角作りになった部分が、桁行腰貫上端より三種下までになっており、腰貫には旧縁板当り跡及び旧根太掛留釘も残存していたので判明した。腰組及び高欄については旧材も痕跡資料もなかったので在来のもをそのまま再用した。

斗拱 背面（東面）平尾檼二本と小天井の格子組二間とが取替えられていたが、いずれも当初のもを踏襲されていた。

軒廻り 裏甲、茅負、飛担檼、飛担裏板の全部と木負三十三支分、隅木二本とが取替えられ、飛担隅木が二本先継された。

一重の軒廻りとほとんど同程度の修理が施され、裏甲は踏襲してあり茅負は旧茅負よりも小さく木柄、眉欠きとも一重と同寸法、同手法になっていた。飛担檼の形状も同様で、隅木も飛担隅木部分は取替えと先継により、旧材は残存しなかったが旧茅負との規矩的寸法はほぼ一致したところより、当初のものが踏襲されたものと思われる。

小屋、野地、屋根 腰組台輪束、束枕、栂木、野隅木、野地板の全部と野檼

のはほとんどが取替えられ、屋根の高さを一七・七種高くされた。

栂木は各面とも三本に簡略されており、野地は一重野地と同様に修理前構板葺の木舞野地を盲張りにされ、三重の廻り縁の高さの変更により屋根が一七・七種高くされたため、各重の屋根勾配の比率が乱れ外観を損じさせていた。材料、手法とも粗雑なものであったが全体が新材のためほぼ良好な状態であった。またこの小屋内には旧左儀長束二本と、三重の旧化班駒木の飛担隅木部分で切断したものが、栂木枕と腰組台輪の束枕に転用されていた。

三重

軸部 壁板の全部と背面長押とを取替え、背面台輪を栂木にて繋ぎ、梁行腰貫の上端締めを下棟締めとした。

四方の壁板を檜板にて旧手法を踏襲して取替え、背面（東面）の長押も取替え、台輪の外側を二・五種削り取り短木にて繋ぎあてた。また当初梁行腰貫の上端を下棟締めにされていたが、これについての関係するところは何にもないので、どうして下棟にしたかは不明である。腰貫組手は三種の較合せ仕口がありこれを遊ばせたことは不手際としか思えない。

廻り縁 腰組台輪、巻斗、通肘木、隅肘木、縁板、高欄の全部を取替えた。

このときの縁板は桁行腰貫上端より七・六種下より腰組台輪上端にかけた切目縁になっていたが、当初の縁は前記のとおり梁行腰貫上棟で、桁行と梁行貫とは三種の較合せになっていたもので、各貫には旧縁板の当り跡と側柱には旧根太掛留釘も残存しており、これらの痕跡によると旧縁板は二重の廻り縁同様に桁行貫の上端削いになっており、根太掛留釘の位置より縁板根太のある布目縁であったことが判明した。高欄については旧材も痕跡資料もなかったので在来のもをそのまま再用した。

斗拱 三重の斗拱の内、大斗、巻斗、筑束は構材で、その他のものは松材であったがすべて当初のもので、形式は各重のうち最も新しく手法も粗雑なも

のであった。

軒廻り、裏甲、茅負、飛担檼、木負、地檼、隅木、裏板の全部を取替えた。

この重のみ屑檼になっており、全部材が取替えられ材料、手法とも簡略にされていた。旧地檼は旧留釘跡より左儀長束内側まで伸びていたが、現在は軒桁内側までで木口も反り増しのない檼檼に近く、転び曲せも正規に木拵りされていなかった。これに伴い木負、飛担檼も同様粗雑な手法のもので支割だけが解体時軒桁上端に各面とも旧支割の鋸切り目を入れ、旧支割に倣ったものと思われるが、そのほかはすべて現場当りに苦心して工作した跡が見うけられた。旧材については隅木の断片が二重小屋内に転用されていたほかにはなにも発見されなかった。

小屋、野地、屋根、結木、母屋、小屋束、左儀長束及び負、野隅木、野檼、野地板の全部を取替えた。

結木は各面五本になっていたが、内三本は茅負に挿入し二本は木負が釣込んであった。これは地檼の長さを節減したためこの修理時に新設したもので、在来はなかったものである。母屋及び束等の木柄は細くされていたが、左儀長束も二重の小屋内に転用されていた旧左儀長束に寸法が一致したところから、柿板葺野地木舞を銅板葺の直張り野地に変えたほかは、構造等は旧来のものを踏襲されたものようである。

以上のほかに昭和十七年の台風にて相輪が折損し、また同三十四年の伊勢湾台風にて各重の銅板葺の一部が剝され、野檼の補強が行なわれ銅板を一部鉄板にて補修されたほかには、変更はされていなかった。

第四節 墨書及び番付

初重隅材木墨書



二重通材木墨書



慶長拾四年
八月

三重小屋内部の心柱に左記墨書があった。

寛文十二年 俊敬

嘉永六年六月

塗止記念

大正九年九月

周智郡□□村住人

ぬしや 山田玉藏

三重の四天小屋東（東北隅）に左記墨書があり。

山岡篤三徒弟

大正九年九月二十八日此三重塔塗上記念ノ為ニ書ス

静岡県引佐郡気賀町 塗師屋

住人 木俣留吉

ぬしや 立花玉春

各重の番付は左記のとおりである。

東四	東三	東二	東一	南一	北四	東一	東二	東三	東四	南一
北一	○	○	○	○	北二	○	○	○	○	南二
北二	○			○	南二	北三	○	○	○	南三
北三	○			○	南三	北二	○	○	○	南四
北四	○	○	○	○	南四	北一	○	○	○	西一
西四	西三	西二	西一	西一	西一	西四	西三	西二	西一	
三重の番付					初重の番付					
			十一			十二				
		十	○	○		○	○	一		
		九	○				○	二		
		八	○				○	三		
		七	○	○	六	○	○	四		
						五				
						二重の番付				

第五章 厨

子

第一節 沿革

寺伝によれば厨子は今川義元の遺族が義元供養のため寄進したと伝えられ、また他所にて造営されてあったものを移したとも云われているが、資料に乏しく造営年代は詳らかでない。

中興十七世拜盛代（安永より享和年間）の寛政年間の修理時までの古い扉には左記墨書があったと、天正年中以来油山寺世代付には記されている。

中興一世 快雄字短金

本堂宮殿古キ扉書付ニ奉造立扉金物并日光月光ノ絵像

金柱短金以信心之志興之二世悉円満所

天正十六年戊子十二月廿一日

時住持

快雄

短金

敬白

また、形式技法より見ても天正以前に造営されたものであることは、まず間違いないものと思われる。

なお、延宝八申年以來再建修復仕候置所書の宮殿の項には左記のように記されている。

宮殿 建立之願主不明分

右中興之間基快雄代天正年中扉金具の寄進者有之

古キ板致破壞候ニ付拜盛代修復差加彩色仕候

権一門

右須弥壇箱壇ニテ見苦敷ニ付拜盛代新ニ仕候

この寛政の修理には正面の幕設及び筑束を新補し、旧来のものを破損部分に移動し彩色してあり、このとき須弥壇上に台を置き厨子を三七廻高くし、そのため本堂の懸梁に厨子の頂部がつかえたので、その部分を切取っていた。明治末年頃の修理には一部斗拱あたりまで解体したことが、斗拱打締めめの釘が洋釘であることによつて判明し、この修理にも彩色されていた。

厨子は本堂本尊薬師如来が安置してあり、一間妻入り前面一間を開放して、和様三手先、尾檼付の組物で中備の下は幕設、上は筑束、小組天井交輪付で、尾檼の根元に鎌形があつて古い形式のものである。軒は二重、本檼檼で屋根は本瓦形板葺の小規模ながら建築的構造になっている。

旧本堂は元龜二年兵火により焼失しており、そのときは本堂より持出され難をまぬがれたものと思われる。現在の本堂は第十四世隆慶院代幸慧が元文元年より四年にわたり再建したものである。

第二節 工事仕様

厨子は屋根、軒廻り、斗拱までの破損と剝落が甚だしかったので、台輪までを解体し、破損部分を繕い、欠失部分を復原し彩色、金箔押しとも左記工程にて全体を装装した。

漆 塗

旧塗装剥落、素地整備、刻字彫、木固め、ペーパー当、刻字彫、刻字揃
引込、引込揃、切粉付、切粉研、錆付、錆研、固め、ペーパー当、中塗、中
塗研、上塗、

漆喰の工程後、金箔押、箔止。

彩 色

素地清掃整備、明パン本引、肉下地塗二回、型置、捨膠二回、金箔押、上胡
粉塗、地色下地塗、上塗。

第三節 現 状 変 更

厨子は前述の如く寛政の修理において、須弥壇の上框を高くし更に須弥壇上に
台を置くことにより、厨子が三七楓在来より高くなりそのため頂部が本堂の懸梁
につかえたため、頂部が妻飾り太樫東頭部辺りまで切取られ、鬼板、懸魚が欠失
されていたので、左記現状変更を行なった。

一、欠損の屋根頂部を復旧する。

現在は妻太樫束の旧頂部よりやや下った線から上方の部分が切り取られ、
破風板は拝み仕口附近と懸魚がなく、大棟も全く失われている。切り取られ
た旧材を全く発見し得ないので、これら欠損部を同時代類似例にならって復
旧し、屋根頂部の形態を整える。

写

真

本堂内厨子

三重塔

自
95

自
1

至
117

至
94



1 竣工 全影 西南面



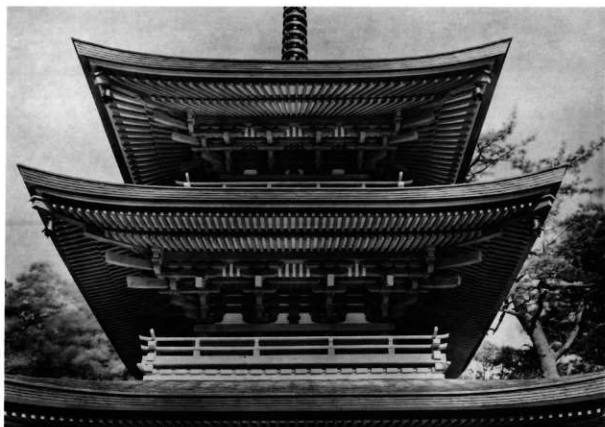
2 竣工 全影 正面 (西面)



3 竣工 全影 東北面



4 竣工全影南面



5 竣工 二重、三重軒（西面）



6 竣工 初重軒（西面）



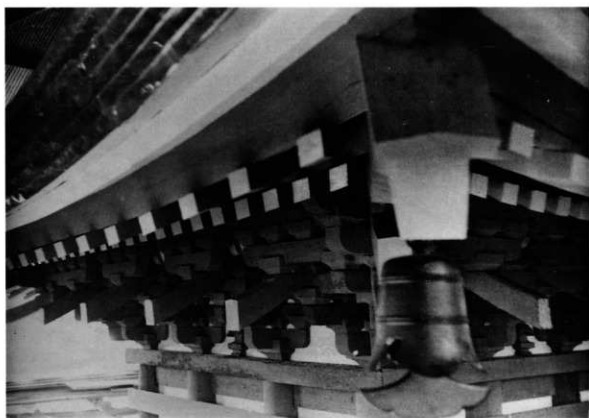
7 竣工 各重軒見上（西面）



8 竣工 初重軒裏及斗拱詳細



9 竣工 初重軒隅及二重の高欄



10 竣工 三重軒裏及斗拱



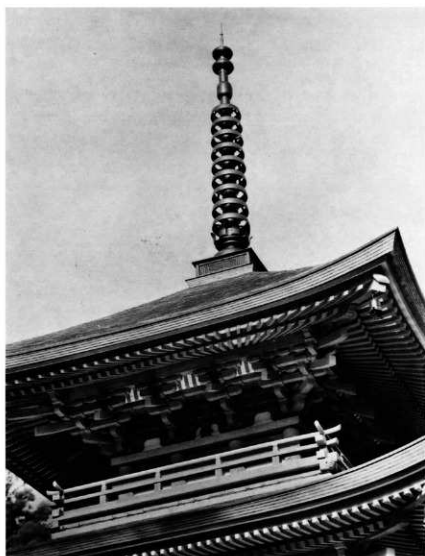
11 竣工 初重詳細



12 竣工 二重詳細



13 竣工 三重詳細 (其の一)

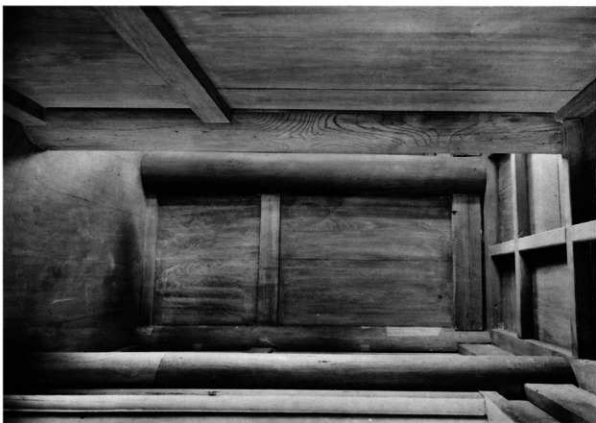


14 竣工 三重詳細 (其の二)

15 竣工 内部正面

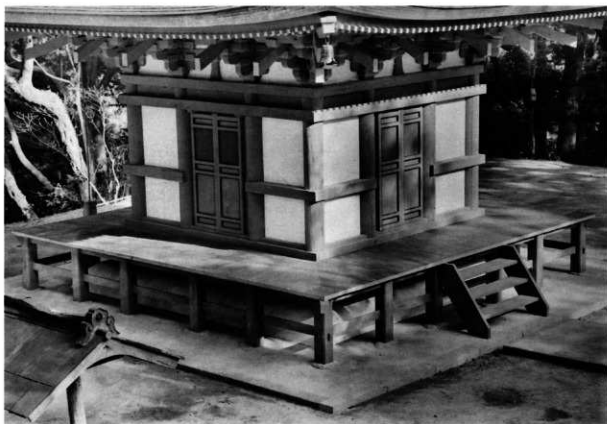


16 竣工 内部米迎壁龕側





17 綾工 内部天井廻り



18 綾工 初重廻り詳細



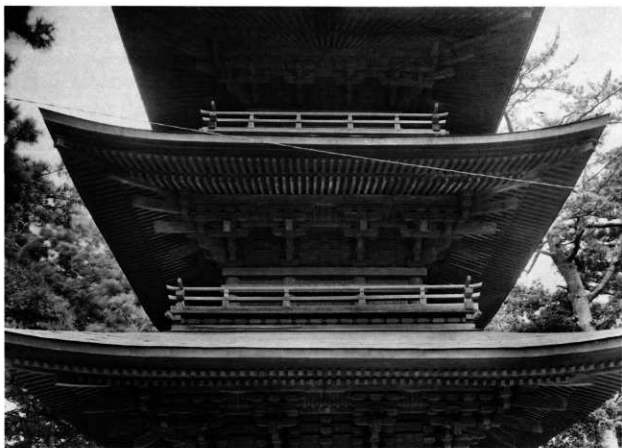
19 修理前 全影 西南面



20 修理前 全影正面(西面)



21 修理前 全影 東北面



22 修理前 各重軒裏及高欄（西面）



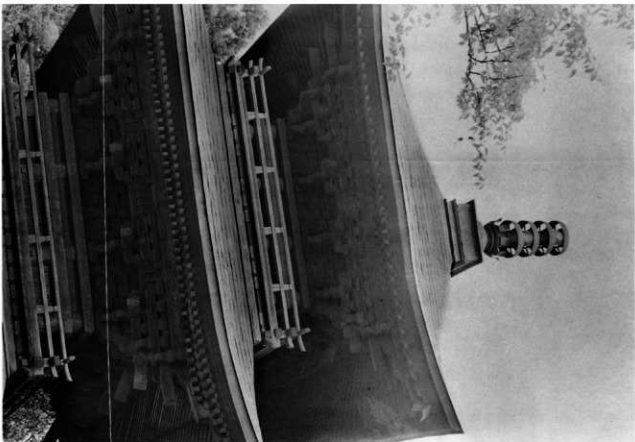
23 修理前 初重軒裏及廻縁（西面）



24 修理前 二重・三重斗拱



25 修理前 初重斗拱詳細



26 修理前

二重・三重高欄

相輪は昭和17年の台風にて折損した。



27 修理前

内窓 仏壇

四天王前西方とも枝唐戸構えになっているが、これは大正9年の造替によるものである。



28 修理前

内部仏壇背面及天井

初重の格縁天井の格縁は当初のものであるが、天井板並びに周囲の壁板は大正9年の修理に取替えられたものである。



29 修理前

内部中央の天井

仏壇上部の天井及び天井板は当初のものである。



30 解体 三重 野 極

野極はほとんど大正修理に取替えられたものと伊勢湾台風にて補強されたものであった。



31 解体 三重 小屋組

枯木、小屋束、母屋、野間木、とも大正修理において取替えられていた。

32

解体

左儀長東
東、東台、貫とも大正修理にて取替えられた。

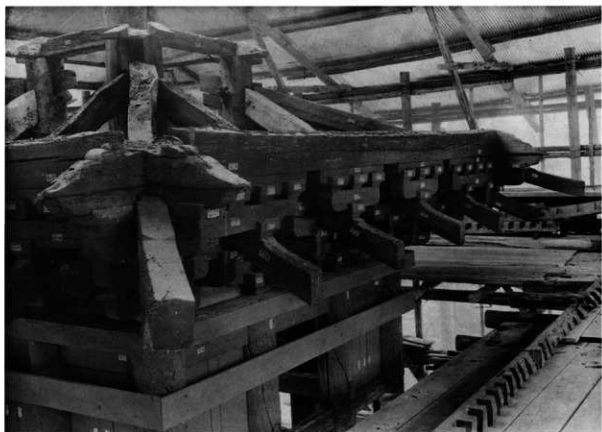


33

解体

三重化粧樫
化粧銅木、飛檐樑、地樑、木負、茅負、裏板ともすべて大正修理にて取替えられていた。

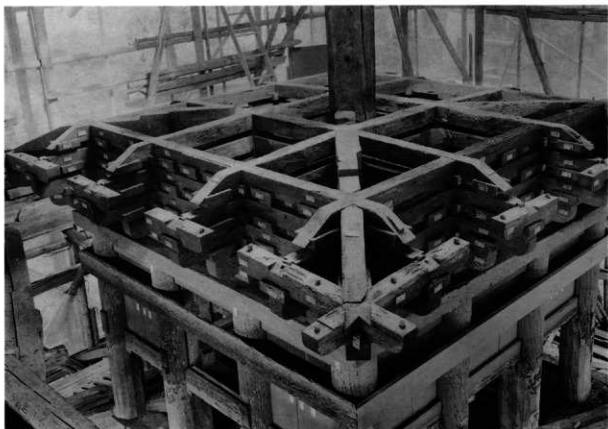




34 解体 三重桁及斗拱
 桁、斗拱ともすべて当初のもので、斗拱は各重の内形式が新しい。



35 解体 三重 尾樑
 尾樑は松材で雨漏りのため仕口部分の腐蝕が多かった。尾樑尻の束も当初のものである。



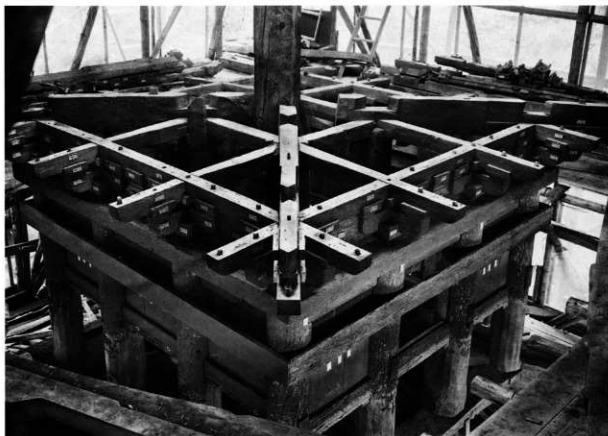
36 解体 三重通肘木 (其の1)

通肘木は側柱の沈下により湾曲になり、既に折損したものもあった。

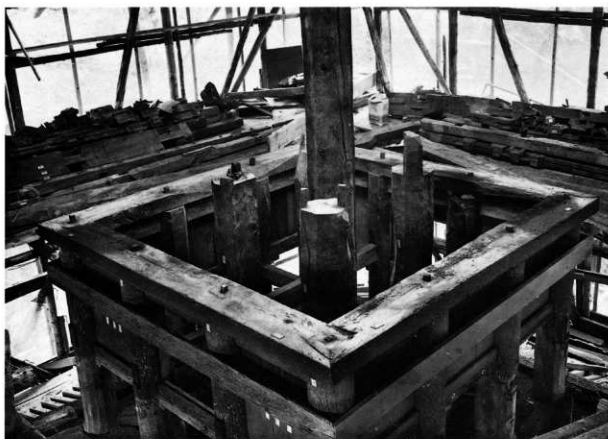


37 解体 三重通肘木 (其の2)

通肘木と尾樫との仕口には、突付、納入れ、腰掛との三種類あった。



38 解体 三重通肘木 (其の3)
柱真より外部が著しく垂下していた。



39 解体 三重台輪
台輪には柱納穴はなく、大斗だは栓が頭貫まで通っている。